

野生鳥獣から大切な農作物を守りましょう

近年、サルやクマ、イノシシによる農作物の被害が増加しています。大切な農作物を守るため、個人や集落で被害対策を徹底しましょう。

1. えさ場を作らない

- 摘果したスイカやメロン等を畑や山に放棄しない。
- 柿など収穫しない果樹は放置しない。
- 畑に未収穫の野菜を残しておかない。

野生鳥獣への餌付けをしていることとなり、人慣れと鳥獣の増加にも繋がってしまいます。



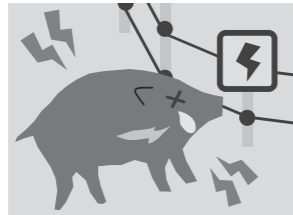
▲山に放置されたスイカ

2. 防護柵(電気柵等)の設置

自分の農地を守るために対策をしよう。

- 電気柵等の設置を検討
- 適切に設置・管理する

電気柵設置後も、適切な管理で被害軽減効果がアップします。



3. 圃場や周辺環境の見直し

周辺の環境を見直すことで、野生鳥獣へ自分の居場所を再確認させましょう。

- 周辺の未作付け地を適切に管理する
- 里山に緩衝帯を設置する

野生動物の隠れ場所を少しでも減らすため、見直してみよう。



4. 地域ぐるみで追い払いを行う(サルの場合)

人里にサルを確認したら必ず追い払いを実施しましょう。できるだけ多くの場所、多くの人で追い払いを行うことが重要です。

- なるべく多くの人で追い払いを行う
- 粘り強い追い払いを行う



【追い払い用花火の使い方】

- ① 追い払い用花火は、サルが集落にきた場合として使用します。集落内で花火の音が聞こえたら、なるべく多くの人で追い払いを行いましょう。
- ② 花火は直接手に持たずにはいけません。火傷やケガの原因となるので打ち上げ用筒を使用するか地面に固定してご使用ください。
- ③ 林野火災等の危険もある為、打ち上げの際には角度を付け上空に向けて使用してください。

『追い払い』とは、危害を加えるなどして撃退することではなく、一定の距離を保ちながらサルに不安感を与え、人里が自分たちのいる場所でないことを認識させる活動です。

農林課 農村林務係 ☎(22)1115

無料法律相談

お困りのことはありませんか？弁護士が相談に応じます。相談は無料で、秘密は守ります。どなたでもお気軽にご相談ください。

- 期日/8月4日(水)
- 時間/午前10時～正午、午後1時～午後3時
- 場所/老人福祉センター 東光館

内容/法律相談(財産、相続、遺言、多重債務、成年後見、土地問題、風雪被害や消費被害、事故、契約など)

予約/事前に左記まで「予約ください」。

尾花沢市社会福祉協議会 ☎(22)1092



不動産無料相談会

空き家等お持ちの不動産に

ついてお悩みの方、専門家が相談に応じます。

- 日時/7月14日(水) 午前10時～正午
- 場所/鮎葉プラザ(村山市)

◎(社)山形県宅建協会村山地区 担当:森

☎023(62)9070

税務署での相談は事前の予約を!

村山税務署では、対面相談の事前予約制を実施しています。電話での回答が困難な内容(具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など)については、事前に電話で相談日時を予約してください。

- 受付時間/午前8時30分～午後5時 ※土日祝日、年末年始を除く。
- 受付電話/0237(53)2151

音声案内に従い「2」を選択。面談ではない一般的な相談は、「1」を選択し電話相談してください。

◎村山税務署 ☎0237(53)2151

河川の伐採木を無償で提供します

- 日時/令和4年3月31日までの申込者の任意の日(無くなり次第終了)
- 場所/東根市大字若木

(村山野川若木橋上流左岸)

(丹生川西正殿橋上流右岸)

・村山市大字河島甲

(大旦川 大久保村山停車場線沿い資材置き場)

※事前申込が必要です(先着順)。令和4年3月31日まで随時受付。

詳しくは山形県ホームページでご確認ください。

自衛官募集

募集種目/①航空学生②一般曹候補生③自衛官候補生 資格/令和4年4月1日現在で①航空は高卒(見込み含む)～21歳未満、①海上は高卒(見込み含む)～23歳

◎村山総合支庁北村山河川砂防課 ☎0237(47)8681

各種ローンのお知らせ

未満、②③は18歳以上33歳未満の者
 申込締切/①9月9日(木)、②9月6日(月)、③9月10日(金)
 ■ 1次試験日/①9月20日(月) ②・③9月18日(土)
 ※試験会場は、受付時にお知らせします。
 ※詳細はお問い合わせください。
 ◎自衛隊山形地方協力本部 東根事務所 ☎(43)7198

各種ローンのお知らせ

【子育て奨学ローン】
 対象となる本人、親族が卒業後、県内に就職・就業した場合、それ以降の利子に対して返済終了まで、元金30万円を限度に利子補給(2%)が受けられます。
 ■ 用途/大学、短大、高校、専門学校等の学資金、居住・生活資金など。
 ■ 融資限度額/2千万円
 ■ 融資金利/年1・75%～3・15%(5～10年以内)(令和3年7月1日現在)

返済期間/最長20年(在学中が最長7年間元金据え置きが可能です)
 ■ 保証/労働金庫指定の保証機関のご利用となります。(元利金返済期間の保証料は労働金庫が負担します)
 【生活応援ローン】
 市と労働金庫が提携し、低金利で融資する制度です。
 ■ 用途/生活資金、教育資金、福祉資金、自動車資金など。
 ■ 融資金利/年1・25%～2・75%(融資の内容によって異なります。)

■ 融資期間/7～10年(融資の内容によって異なります)
 ■ 保証/労働金庫指定の保証機関のご利用となります。(保証料は労働金庫が負担します)
 ※対象者の要件がありますので、お問い合わせください。
 ※審査の結果、融資できない場合がございます。
 ◎東北労働金庫 村山支店 ☎(55)5115